

水産制度資金のご案内



資金名		資金使途		漁船	漁具	養殖施設	漁場整備	共同利用施設	加工施設	その他の施設	漁港修築等の地元負担金	負債整理等	減船補償金等	運転資金	漁家住宅	研修教育	結婚資金	災害資金		
		20トン未満	20トン以上																	
沿岸漁業改善資金	経営等改善資金			○	○															
	生活改善資金														○					
	青年漁業者等養成確保資金	○		○	○											○				
漁業近代化資金		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					
農山漁村女性・若者活動支援資金		○	○	○	○	○	○		○	○					○		○			
漁業経営改善促進資金														○						
漁業経営維持安定資金												○								
特定災害対策緊急資金																			○	
日本政策金融公庫農林水産事業資金	漁業基盤整備資金	漁港						○	○		○									
		漁場整備				○														
	漁業経営改善支援資金	経営改善	○	○	○	○		○	○	○					○					
		整備											○							
	農林漁業セーフティネット資金														○					○
	漁業経営安定資金												○							
	振興山村・過疎地域経営改善資金(水産施設)		○		○	○			○	○	○									
	農林漁業施設資金	共同利用施設(水産施設)							○											
		主務大臣指定施設	水産施設			○	○	○		○	○									
			災害復旧	○	○	○	○				○	○								
水産加工資金									○											
中山間地域活性化資金								○	○	○										

◎本パンフレット掲載の内容について、法令等の改正により変更されている場合がございます。最新の内容はお問い合わせください



漁業近代化資金 (漁協等が融資する長期資金に、県が利子補給することにより借受者の金利負担を軽減します)

資金の種類	対象事業		貸付利率(%) ※		償還期間[年以内] (うち据置期間)	対象者及び 限度額[万円]	融資 率(%)	融資 機関
			(借受者: 漁業者)	(借受者: 漁協等)				
1号資金 漁船資金	漁船の建造、取得、改造に必要な 資金	20t未満	2.50	2.50	20(3) 〔木船9(2) 機器10(3)〕	《対象者》		
		20t以上 130t未満	2.50	2.50				
2号資金 漁船漁具保管 修理施設等資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁 船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生 産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物 保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産 物等運搬施設、水産物販売施設、漁業用通信施設 の改良・造成または取得に必要な資金		2.50	2.50	漁業者 15 漁協等 20 (3)	漁業を営む個人 漁業生産組合 漁業を営む法人 (従業員 300人以下かつ漁船の合 計総トン数3,000トン以 下)	80 (注)	大分県漁業協同組合・農林中央金庫
3号資金 漁場改良造成用 機具等資金	漁場改良造成用機具、漁船用油water供給用機具、 水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機 具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫 用機具、水産物等運搬機具、生産・経営管理 情報処理用機具の取得に必要な資金		2.50	2.50	漁業者 7 漁協等 10 (2)	水産加工業を営む個人 水産加工業を営む法人 (従業員数300人以下ま たは出資総額1億円以下)		
4号資金 漁具等資金	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切 網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養 殖施設、小割り式養殖施設の取得に必要な資金		2.50	2.50	5(2) 〔大型定置網の 取得10(2)〕	漁業協同組合 他		
5号資金 水産動植物の 種苗の購入また は育成資金	成育期間が通常1年以上である、ぶり、うな ぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラ ピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めば る、にべ、はた、とうごろういわし、どじょ う、さば、すぎ、わたりがに、くるまえば、い わがに、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎ がい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、 はまぐり、すっぽん、ほや、うに、こんぶの種 苗の購入または育成に必要な資金		2.50	2.50	5 〔ただし、ぶり 3 ほたてがい 3 真珠貝(施術の 年の翌々年に 浜揚げされるも のに限る) 3〕	《限度額》 20トン以上漁船資金 借受者…36,000 水産養殖業者 (法人または団体) …36,000		
6号資金 漁村環境整備 施設資金	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有 線放送電話施設を含む)、漁船船員臨時宿泊施 設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診 療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施 設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的 施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理 施設の改良・造成または取得に必要な資金		2.50	2.50	漁協等20(3)	2以上の複合経営 …36,000 上記以外の生産組合、漁 業法人、水産加工業者、 個人のうち20トン未満漁 船資金借受者、漁船漁業 用施設資金借受者、養殖 用施設資金借受者 …9,000		
7号資金 農林水産大臣 特認資金	1～6号以外で農林水産大臣の指定する資金 (漁場改良造成施設資金、共同利用船舶資金、 海浜等環境活用施設資金、漁村給排水施設資 金、漁家住宅資金、初度的経営資金、密漁監視 施設資金、水産業労働力確保施設資金)		2.50	2.50	漁業者 12(2) 漁協等 15(3) 〔漁村給排水施 設、漁家住宅、 水産業労働力 確保施設 15 (3)初度的経 営5(2)〕	上記以外の個人 …1,800 漁協等 …120,000		

◎本パンフレット掲載の貸付利率は、令和8年1月20日時点のもので変動します。最新の利率は、大分県ホームページ
(<https://www.pref.oita.jp/site/nourinsuisan/suisan-shikin2.html>)「貸付利率のご案内」にてご覧いただけます



(注) 浜の活力再生広域プラン等の事業に取り組む漁業者、認定漁業者及び自然災害からの早急な復旧が必要な場合等に該当すると知事が認める場合は100%

※市町村が上乗せ利子補給を実施する場合があります。また、以下の条件により県が上乗せを実施する場合もあります

【年間90日以上漁業に従事する40歳未満の者で、かつ次の条件を全て満たす者】

- ・本資金の年間償還額の4倍以上の漁業所得が見込める者
- ・所得の50%以上を漁業に依存している者
- ・住所地の市町村が融資機関に対して1.0%の利子補給を実施していること
- ・経営内容、事業計画について、知事が適正であると認めた者

※認定漁業者、被災漁業者及び環境変化の影響を受けた漁業者には、日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金について、(公社)農林水産長期金融協会が上乗せ利子助成を実施する場合がありますので、大分県漁業協同組合に確認してください

沿岸漁業改善資金 (国と県で造成した財政資金を無利子で貸付けます)

資金の種類	対象事業	限度額(万円)	償還期間 [年以内]	対象者	融資 率(%)	融資 機関	
経営改善資金	1 操船作業省力化 機器等設置資金	自動操だ装置 レーダー GPS受信機 等	500 (50~400) ()内は対象事業 別の金額	7 (1) ()内は 据置期間	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁業協同組合 沿岸漁業を営む協業体	100	大分県漁業協同組合・農林中央金庫・銀行・信用金庫
	2 漁ろう作業省力化 機器等設置資金	漁業用ソナー、カラー魚群探知 機、漁業用クレーン、潮流計 等	500 (120~500)	7(1)※3	沿岸漁業を営む会社(常時使用する従業者 の数20人以下) 認定中小企業者		
	3 補機関等駆動 機器等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推 進機関を含む)、油圧装置	500 (400~500)	7(1)※3	促進事業者		
	4 燃料油消費節減 機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関※1 定速装置 発光ダイオード式集魚灯	2,500 (120~2,400)	7(1)※3	※3		
	5 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料等	400	4(2)※3			
	6 資源管理型 漁業推進資金	漁具、漁ろう機器、船上活魚装 置、蓄養施設、加工施設 等	1,200	10(3)※3	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営むかまたは沿岸漁業を営む 者を組合員とする漁業協同組合 沿岸漁業を営むかまたは沿岸漁業を営む 者を構成員とする協業体 沿岸漁業を営む会社(常時使用する従業者 の数20人以下) 認定中小企業者 促進事業者		
	7 環境対応型 養殖業推進資金	造粒機、自動給餌機、飼料倉 庫、いけす、酸素供給装置、餌 料成分分析機、肉質検査機器 等	2,000 (漁場環境適正化管 理協定に基づく取 組み1,200)	10(3)※3	※3		
	8 乗組員安全 機器等設置資金	転落防止用手すり、安全カバー 装置、揚網機安全装置	150 (40~50)	5(1)			
	9 救命消防 設備購入資金	救命胴衣、消火器、 小型漁船緊急連絡装置 等	130 (10~130)	2~5	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁業協同組合 沿岸漁業を営む協業体		
	10 漁船転覆防止 機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 魚そう	150 (30~100)	5(1)	沿岸漁業を営む会社(常時使用する従業者 の数20人以下)		
	11 漁船衝突防止 機器等購入等資金	レーダー反射機 無線電話	120(40)	5			
	12 漁具損壊防止 機器等購入資金	漁具の標識	1人 70 団体、会社 130	5			
生活改善資金	1 生活合理化 設備資金	し尿浄化装置または改良便そう 自家用給排水施設(動力ポンプ除く)等	10~30	2~3	沿岸漁業の従事者		
	2 住居利用 方式改善資金	居室、炊事施設、衛生施設、家 事室等の家屋内部の改造	150	7			
	3 婦人・高齢者 活動資金	機器等の設置、生産活動に要す る費用(種苗費、餌料費)等	80	3	沿岸漁業の従事者の組織する団体		
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業 料、視察費等) 国外研修(旅費、教材費、授業 料、視察費等)	180 (100~180)	5(1)	青年漁業者(18歳以上40歳未満) 沿岸漁業労働従事者(18歳以上50歳未満) その他漁業を担うべき者 沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業 の経営を行う者		
	2 高度経営技術 習得資金	パソコン及び関連機器 制御装置及び関連機器	150	5			
	3 漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種 苗、餌料 等	1人または1団体 につき2,000※2 (部門経営の開始 800)	10(3)※4	青年漁業者(18歳以上40歳未満) 青年漁業者の組織する団体		

※1…プロペラ及びプロペラシャフト等については貸付対象に含まれます ※2…水産庁長官の定める者にあつては、5,000万円

※3…農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、六次産業化法、みどりの食料システム法による償還期間及び据置期間の延長の特例措置があります

※4…農林漁業バイオ燃料法による償還期間延長の特例措置があります

●申請書の提出期限が定められています(年4回) ●本資金の借入方法には直貸(県による直接貸付)と転貸(金融機関を通じた貸付)があります

●直貸の場合は連帯保証人が原則必要になります。転貸の場合は全国漁業信用基金協会による信用保証制度を利用する必要があります

農山漁村女性・若者活動支援資金

資金の種類	借受資格者	対象事業	貸付条件				融資 機関
			貸付 利率(%)	償還期間[年以内] (うち据置期間)	限度額(万円)	融資率(%)	
女性活動資金	女性漁業者及び女性漁業者を構成員 とする団体等	調理、加工、飲食営業施設 等	無利子	10(2) 〔後継者資金 17(5)〕	個人 200 団体 500	100	大分県漁業協同組合
後継者資金	18歳以上50歳未満の漁業後継者	就業にあたって必要となる 施設の設置費等初次的経費			個人1,800		
定住促進資金	漁業者または将来的に後継者となるこ とが確実である18歳以上50歳未満の者	住宅資金(新築・増改築) 結婚資金(披露宴経費)			住宅 600 結婚 150		

●借受資格には、別に漁業所得等についての要件があります

その他の資金

資金の種類	対象事業	貸付条件			融資機関	
		貸付利率(%)	償還期間(年以内) (うち据置期間)	限度額(万円)		融資率(%)
漁業経営改善 促進資金	漁業経営改善計画(最長5年間)の認定を受けた漁業者に対し、その計画を達成するのに必要な短期運転資金(極度貸付方式)	1.85	1 (ただし、資金利用計画期間中は、極度額の範囲内で借換え可)	漁船漁業 50トン未満 3,000 100トン未満 6,000 200トン未満11,000 200トン以上19,000 養殖業 3,000 定置漁業 4,000	100	大分県漁業協同組合・ 農林中央金庫・銀行・ 信用金庫・信用組合
漁業経営維持 安定資金	漁業経営再建計画(最長10年間)の認定を受けた漁業者に対し、その計画を達成するのに必要な負債整理資金	沿岸: 2.50 遠洋: 2.95	10(3) [特認15(3)]	漁船漁業 30トン未満 4,000 50トン未満 7,000 100トン未満12,000 200トン未満15,000 500トン未満24,000 500トン以上40,000 養殖業 4,000 定置漁業 大型 8,000 小型 4,000	100	大分県漁業協同組合・ 農林中央金庫・銀行・ 信用金庫

災害対応資金

特定災害対策 緊急資金	知事が特定災害として指定した場合に発動 被害農林漁業者に対する低利子の施設復旧資金や長期運転資金 ●対象となる制度資金(漁業近代化資金/農林漁業セーフティネット資金/農林漁業施設資金)	金利負担軽減は、対象制度資金に県と市町村で上乗せ 利子補給(上限2.0%) 利子補給期間は、償還期間の範囲内で最大5~7年。以降は各資金の貸付金利	漁業近代化資金 施設取得・復旧 近代化資金の限度額 長期運転資金 一般漁業 個人 600 法人 2,000 養殖業 個人 600 法人 2,500	100	大分県漁業協同組合		
			農林漁業セーフティネット資金 15(3)			600 (一定の要件を満たす場合は、年間経営費の6/12または粗収益の6/12のいずれか低い額)	日本政策金融公庫
			農林漁業施設資金 15(3)			300~110,000	
農林漁業セーフティ ネット資金	漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金	1.55~2.45	15(3)	600 (一定の要件を満たす場合は、年間経営費の6/12または粗収益の6/12のいずれか低い額)	100	日本政策金融公庫	
農林漁業施設資金 (災害復旧)	災害に被災した漁船の復旧や漁具、養殖施設等の改良・造成・取得に必要な資金	1.55~2.50	15(3)	300~110,000	80	日本政策金融公庫	

信用保証制度が ご利用いただけます

漁協等から水産制度資金を借り入れる場合、全国漁業信用基金協会がその債務を保証する公的制度があります。一定の保証料をお支払いいただくことにより、一定の保証残高までは、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人なしで、債務保証を受けることができます。保証料等の詳細は全国漁業信用基金協会大分支所、漁協等窓口でご相談ください。

* 資金に関するお問い合わせ先 (電話番号) *

大分県農林水産部 団体指導・金融課 097-506-3613			
●振興局	大分県東部振興局(農山漁村振興部)	水産班	0978-72-3693
	大分県中部振興局(農山漁村振興部)	水産班	097-506-5738
	大分県南部振興局(農山漁村振興部)	水産班	0972-22-0394
	大分県北部振興局(農山漁村振興部)	水産班	0978-32-1726
●(株)日本政策金融公庫大分支店(農林水産事業)			097-532-8491
●大分県漁業協同組合各支店または本店		本店	097-534-1522
●全国漁業信用基金協会大分支所			097-532-3496

